

生駒市条例第 2 3 号

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 9 月 3 0 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 9 月生駒市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の職務の級）

第 3 条の 2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとする。

2 前項の規定による職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第 2 のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員となった者の号給）

第 3 条の 3 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、職種ごとに別表第 3 に定めるフルタイム会計年度任用職員職種別基準表に掲げる号給の範囲内で市長が定める基準に従い任命権者が決定するものとし、その者の給料月額は、その者の号給に応じた額とする。

第 1 2 条第 1 項中「第 1 項後段」の次に「及び第 5 項」を加える。

第 1 4 条の次に次の 2 条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の職務の級）

第14条の2 パートタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとする。

2 前項の規定による職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第14条の3 新たにパートタイム会計年度任用職員となった者の号給は、職種ごとに別表第4に定めるパートタイム会計年度任用職員職種別基準表に掲げる号給の範囲内で市長が定める基準に従い任命権者が決定するものとする。

第15条を次のように改める。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第15条 報酬を月額で支給するパートタイム会計年度任用職員の報酬の月額は、基準月額（前条の規定により決定した当該パートタイム会計年度任用職員の号給に応じた別表第1の額をいう。以下同じ。）に、1週間当たりの当該パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間（第17条第1項に規定するパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。）を38.75で除して得た額を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 報酬を日額で支給するパートタイム会計年度任用職員の報酬の日額は、基準月額を21で除して得た額に、1日当たりの当該パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間を7.75で除して得た額を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 報酬を時間額で支給するパートタイム会計年度任用職員の報酬の時間額は、基準月額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4 前3項の規定にかかわらず、職務の専門性、特殊性等を考慮し市長が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員の報酬については、その職務の専門性、特殊性等を考慮し、月額にあつては350,000円を、日額にあつては24,000円を超えない範囲内において任命権者が別に定める。

第21条中「第1項後段」の次に「及び第5項」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職務級の 号給	1 級	2 級	3 級
1	146,100	195,500	231,500
2	147,200	197,300	233,100
3	148,400	199,100	234,600
4	149,500	200,900	236,200
5	150,600	202,400	237,600
6	151,700	204,200	239,300
7	152,800	206,000	240,800
8	153,900	207,800	242,400
9	154,900	209,400	243,500
10	156,300	211,200	245,000
11	157,600	213,000	246,600
12	158,900	214,800	247,900
13	160,100	216,200	249,400
14	161,600	218,000	250,800
15	163,100	219,700	252,100
16	164,700	221,500	253,500
17	165,900	223,200	255,000
18	167,400	224,900	256,500
19	168,900	226,500	258,200
20	170,400	228,100	260,000

21	171,700	229,500	261,600
22	174,400	231,200	263,300
23	177,000	232,800	264,900
24	179,600	234,400	266,500
25	182,200	235,400	268,400
26	183,900	236,900	270,200
27	185,500	238,300	271,900
28	187,200	239,500	273,600
29	188,700	240,700	275,300
30	190,400	241,900	277,000
31	192,200	242,900	278,800
32	193,900	244,100	280,300
33	195,500	245,400	281,800
34	196,900	246,400	283,700
35	198,400	247,600	285,500
36	199,900	248,900	287,400
37	201,200	249,800	289,000
38	202,500	251,100	290,700
39	203,700	252,300	292,500
40	205,000	253,600	294,300
41	206,300	255,000	295,800
42	207,600	256,400	297,500
43	208,900	257,600	299,000
44	210,200	258,800	300,600

45	211,300	260,000	302,200
46	212,600	261,200	303,900
47	213,900	262,500	305,500
48	215,200	263,600	307,200
49	216,300	264,700	308,100
50	217,400	265,800	309,600
51	218,400	267,100	311,100
52	219,500	268,400	312,700
53	220,600	269,400	314,300
54	221,600	270,500	315,900
55	222,500	271,800	317,500
56	223,500	273,100	319,000
57	223,800	274,000	320,500
58	224,600	275,000	321,700
59	225,400	275,900	322,900
60	226,100	277,000	324,100
61	226,800	278,100	324,800
62	227,800	279,100	325,700
63	228,600	280,000	326,500
64	229,400	281,000	327,300
65	230,100	281,500	328,200
66	230,800	282,400	328,600
67	231,700	283,100	329,300
68	232,700	284,000	330,100

69	233,400	285,000	330,900
70	234,000	285,800	331,600
71	234,500	286,600	332,300
72	235,200	287,400	333,000
73	236,000	288,200	333,500
74	236,600	288,700	334,100
75	237,200	289,100	334,600
76	237,700	289,600	335,200
77	238,400	289,800	335,500
78	239,100	290,100	336,000
79	239,800	290,300	336,400
80	240,300	290,700	336,900
81	240,800	290,900	337,300
82	241,500	291,100	337,800
83	242,200	291,500	338,300
84	242,900	291,800	338,800
85	243,500	292,100	339,100
86	244,200	292,400	339,500
87	244,900	292,700	340,000
88	245,600	293,100	340,400
89	246,100	293,400	340,700
90	246,600	293,800	341,100
91	246,900	294,100	341,600
92	247,300	294,500	342,000

93	247,600	294,700	342,200
94		294,900	342,600
95		295,200	343,100
96		295,600	343,500
97		295,800	343,700
98		296,100	344,100
99		296,500	344,500
100		296,900	344,800
101		297,100	345,100
102		297,400	345,500
103		297,800	345,900
104		298,100	346,300
105		298,300	346,800
106		298,600	347,200
107		299,000	347,600
108		299,300	348,000
109		299,500	348,500
110		299,900	348,900
111		300,300	349,200
112		300,600	349,500
113		300,800	350,000
114		301,000	
115		301,300	
116		301,700	

117		301,900	
118		302,100	
119		302,400	
120		302,700	
121		303,100	
122		303,300	
123		303,600	
124		303,900	
125		304,200	

別表第2（第3条の2、第14条の2関係）

職務の級別基準職務表

職種の区分	職務の級	基準となる職務
一般行政職 （他の職種の区分の適用を受けない者を含む。以下同じ。）	1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2級	相当の知識又は経験を必要とする職務
	3級	専門的知識又は経験を必要とする職務
福祉・医療職	1級	保育士又はこれに相当する職の職務
	2級	看護師、保健師、栄養士又はこれに相当する職の職務
		相当の知識若しくは経験を必要とする保育士又はこれに相当する職の職務
3級	相当の知識若しくは経験を必要とする看護師、保健師、栄養士又はこれに相当する職の職務	
教育職	1級	幼稚園講師、小・中学校講師又はこれに相当する職の職務
	2級	相当の知識若しくは経験を必要とする幼稚

		園講師、小・中学校講師又はこれに相当する職の職務
--	--	--------------------------

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3（第3条の3関係）

フルタイム会計年度任用職員職種別基準表

職種の区分	職種	職務の級及び号給の範囲
福祉・医療職	保育士	1級20号給から2級9号給まで
教育職	幼稚園講師	1級20号給から2級9号給まで
	小・中学校講師	1級22号給から2級59号給まで

別表第4（第14条の3関係）

パートタイム会計年度任用職員職種別基準表

職種の区分	職種	職務の級及び号給の範囲
一般行政職	一般的な事務又はこれに相当する業務に従事する者	1級1号給から1級25号給まで
	保育園調理員	1級5号給から1級17号給まで
	保育園用務員	1級5号給から1級17号給まで
	清掃員	1級5号給から1級17号給まで
	学校給食配膳員	1級1号給から1級5号給まで
	学校給食調理員	1級5号給から1級17号給まで
	交通指導員	1級26号給から1級34

		号給まで
	消費生活相談員	2級93号給から2級125号給まで
	年金相談員	2級34号給から2級78号給まで
	相当以上の知識若しくは経験を必要とする事務又はこれに相当する業務に従事する者	2級1号給から3級113号給まで
福祉・医療職	保育士	1級15号給から2級9号給まで
	保育補助員	1級8号給から1級16号給まで
	看護師・保健師・栄養士	2級26号給から2級62号給まで
	家庭児童相談員	2級20号給から3級64号給まで
	相当の知識又は経験を必要とする福祉業務に従事する者	2級1号給から3級113号給まで
教育職	幼稚園講師	1級15号給から2級9号給まで
	小・中学校講師	1級15号給から2級59号給まで
	部活動指導員	2級38号給から2級50号給まで
	相当の知識又は経験を必要とする教育業務に従事する者	2級1号給から2級125号給まで

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る給与について適用し、同日前の勤務に係る給与については、なお従前の例による。

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第17条の3の見出し中「給与」を「給与等」に改め、同条中「給与」を「給与に関する事項」に改める。